

特殊車両通行許可申請について

車両の構造が特殊である車両、又は輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。（道路法第47条の2）

○ 高山土木事務所では、当所の管理している道路が通行経路に含まれる申請についてのみ、受付を行っています。

お手数をお掛けしますが、書類提出に際しては受付窓口までご来庁いただくか、郵送にてお送りください。（オンラインでの申請は行っておりません。）

■ 申請には、電子申請作成システムで作成された以下の書類が必要となります。
(申請台数+2部)

1. 特殊車両通行許可・認定申請書
2. 車両諸元に関する説明書
3. 通行経路表
4. 通行経路図（全体図・出発地及び目的地付近の地図）
5. 自動車検査証の写し
6. 車両内訳書 ※ 包括申請の場合
7. bin データ 又は tks データ

※1 「電子申請作成システム」で作成した bin データ又は tks データを特殊車両担当者宛てメールにてご送付ください。（送付前に、あらかじめ電話でご連絡ください。）

※2 データ破損防止のため、ZIP 圧縮のうえご送付ください。

以下（8～10）は、該当する場合に提出してください。

8. 軌跡図 ※ 超寸法車両の場合は、必ず添付してください。
9. 新規開発車両設計製作基準適合証明書の写し
※ 新規開発車両の場合に添付してください。
10. その他申請に応じて必要な書類
 - ・通行計画書（申請車両の通行時間、誘導方法、避難場所の位置等を記載したもの）
 - ・理由書（車両の構造及び積載する貨物の特殊性について記載したもの）
 - ・応力計算書（橋梁等の補強が必要となる場合）
 - ・その他（所轄警察署との事前打合せ記録ほか）

【特殊車両担当者】

高山土木事務所

Mail : c26010@pref.gifu.lg.jp

Mail



■ 手数料の納付方法について

令和8年1月以降

オンライン納付、キャッシュレス決済、収入証紙、現金、納付書

(※令和8年10月以降は、収入証紙での納付ができなくなります。)

※ 申請書をご提出後、高山土木事務所より手数料金額、手数料の納付方法についてメールにてご連絡いたします。手数料の入金が確認され次第、審査を開始させていただきます。

■ 許可証の交付について

○ 許可証は、原則として高山土木事務所（施設管理課）の窓口で交付します。

※ 許可証の郵送を希望する場合は、返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名（法人の場合にあっては、法人名、担当者の所属部署名及び氏名）を記載し、簡易書留での郵送に必要な額に相当する郵便切手を貼付してください。）又はレターパック（「ご依頼主様保管用シール」は、はがさないでください。）を高山土木事務所（施設管理課）宛てに送付してください。

（参考）オンライン申請について

国土交通省の国道事務所への申請には、職場や自宅から申請を行うことができ、申請窓口まで出向く必要のないインターネットでのオンライン申請があります。

詳細は、国土交通省のホームページを御確認ください。

オンライン申請の窓口となるページはこちら

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



■ 岐阜県高山土木事務所

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

午前8時30分～12時、午後1時～5時15分

電話番号：0577 - 33 - 1111 内線 363

※ 許可証発行までの事務処理に時間を要しますので、申請は十分時間に余裕をもって行ってください。